



## 大通公園は今年で100周年を迎えます

### ～記念ロゴマークを活用して大通公園の魅力を全国に発信しませんか～

大通公園は、当時造園の権威であった長岡安平の設計により本格的に整備されてから今年で100周年を迎えます。この節目を記念して札幌市ではパネル展や公園ツアー、フォーラムの開催、公園の歴史を振り返る冊子を作成するなどの記念事業を展開する予定であり、その第1弾としてロゴマークを作成しました。

札幌市の承認を受ければ無償で使用することができます。商用にも使用できますので記念ロゴマークを活用して、大通公園の魅力を全国に発信しませんか。

#### ■ロゴマーク・キャッチフレーズ

大通公園100周年記念のロゴ・キャッチフレーズは、**札幌市の承認を受ければ無償で使用することができます。**



#### 【デザインコンセプト】

・ロゴマークは、さっぽろテレビ塔から西を見渡した際の大通公園を表しています。また、紫色は札幌の木であるライラックが咲き誇る春を、緑色は木々の葉で包まれる夏を、オレンジは紅葉の秋を、そして水色は雪景色となった冬の大通公園を表しています。

・キャッチフレーズは、多くの市民や観光客に愛され続けている大通公園や札幌のみどりを、これからも大切にして次世代に引き継いでいこうという思いが込められています。

みどりを、みらいへ。

#### ■事前に「申請書」を提出してください

\*新聞、テレビ、雑誌などの報道目的に使用する場合は申請不要です。

#### ■使用可能な期間は、平成23年12月31日までです。

#### ■ロゴマーク・キャッチフレーズ（ロゴマーク等）の使用にあたって

- ロゴマーク等は、イベント等の印刷物のほか、商用にも使用できます。
- ロゴマーク等を使用することはその商品の品質やサービスの内容などを札幌市が保証するものではありません。
- ロゴマーク等を使用する場合は、大通公園のイメージアップが図られるよう努めてください。
- 以下の場合、ロゴマーク等を使用できません。
  - ① 札幌市や大通公園の信用または品位を害すると認められる場合
  - ② 消費者の利益を害すると認められる場合
  - ③ 特定の政治活動や宗教活動に関すると認められる場合
  - ④ 法令や公序良俗に反すると認められる場合
  - ⑤ 使用要綱に反すると認められる場合

■詳しくはホームページの「札幌市大通公園100周年記念ロゴマーク及びキャッチフレーズ使用要綱」をご覧ください。

#### 【問い合わせ先・申請先】

札幌市環境局みどりの推進部みどりの推進課企画係

〒060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目大通バスセンタービル1号館6階

TEL : 011-211-2522 FAX:011-211-2523